ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例(平成18年条例第24号)新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| ○ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例 | ○ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例 |
| (設置) | (設置) |
| 第1条　本町は、まちの情報集積場所として、行政情報の公開も含めた知識、情報に対するさまざまな要求に対応し、人づくり・文化の拠点となる生涯学習や文化活動の場を提供することを目的に、ニセコ町学習交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。 | 第1条　本町は、まちの情報集積場所として、行政情報の公開も含めた知識、情報に対するさまざまな要求に対応し、人づくり・文化の拠点となる生涯学習や文化活動の場を提供することを目的に、ニセコ町学習交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。2　交流センターは、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく機能を有する施設とする。 |
| (名称及び位置) | (名称及び位置) |
| 第2条　交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | 第2条　交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 |
| 名称　ニセコ町学習交流センター | 名称　ニセコ町学習交流センター |
| 位置　ニセコ町字本通105番地10外 | 位置　ニセコ町字本通105番地10外 |
| (職員) | (職員) |
| 第3条　交流センターに必要な職員を置くことができる。 | 第3条　交流センターに必要な職員を置くことができる。 |
| (開館時間) | (開館時間) |
| 第4条　交流センターの開館時間は次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 | 第4条　交流センターの開館時間は次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 |
| (1)　開館時間　午前10時から午後6時までとする。 | (1)　開館時間　午前10時から午後6時までとする。 |
| (休館日) | (休館日) |
| 第5条　交流センターの休館日は、次のとおりとする。 | 第5条　交流センターの休館日は、次のとおりとする。 |
| (1)　毎週月曜日 | (1)　毎週月曜日 |
| (2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(ただし、その日が月曜日にあたるときは、その翌日とする。) | (2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(ただし、その日が月曜日にあたるときは、その翌日とする。) |
| (3)　12月31日から翌年1月5日まで | (3)　12月31日から翌年1月5日まで |
| (4)　資料整理日(毎月第4金曜日。ただし、当該日が他の休館日にあたるときは、その翌日とする。) | (4)　資料整理日(毎月第4金曜日。ただし、当該日が他の休館日にあたるときは、その翌日とする。) |
| 2　前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 | 2　前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 |
| (使用の制限) | (使用の制限) |
| 第6条　教育長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の制限又は停止を命ずることができる。 | 第6条　教育長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の制限又は停止を命ずることができる。 |
| (1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。 | (1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。 |
| (2)　建物、附属設備、備品又は展示品その他資料を破損若しくは汚損又は滅失する恐れがあると認めるとき。 | (2)　建物、附属設備、備品又は展示品その他資料を破損若しくは汚損又は滅失する恐れがあると認めるとき。 |
| (3)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。 | (3)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。 |
| (4)　その他管理運営上支障があると認めるとき。 | (4)　その他管理運営上支障があると認めるとき。 |
| (使用料) | (使用料) |
| 第7条　交流センターの使用料は無料とする。 | 第7条　交流センターの使用料は無料とする。 |
| (損害賠償) | (損害賠償) |
| 第8条　使用者は、故意又は過失により、施設若しくは備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除し、又は減額することができる。 | 第8条　使用者は、故意又は過失により、施設若しくは備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除し、又は減額することができる。 |
| (管理の代行) | (管理の代行) |
| 第9条　教育長は、施設の管理について必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって町が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 | 第9条　教育長は、施設の管理について必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって町が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 |
| (指定管理者が行う業務) | (指定管理者が行う業務) |
| 第10条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 | 第10条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 |
| (1)　交流センターの維持管理に関する業務 | (1)　交流センターの維持管理に関する業務 |
| (2)　交流センターの使用の許可及び利用調整に関する業務 | (2)　交流センターの使用の許可及び利用調整に関する業務 |
| (3)　教育長の承認を得て、第4条及び第5条に定める開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。 | (3)　教育長の承認を得て、第4条及び第5条に定める開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。 |
| (4)　交流センター及び付属設備の維持及び修繕に関する業務 | (4)　交流センター及び付属設備の維持及び修繕に関する業務 |
| (5)　前各号に掲げるもののほか、交流センターの運営に関して教育長が必要と認める業務 | (5)　前各号に掲げるもののほか、交流センターの運営に関して教育長が必要と認める業務 |
| 2　第9条の規定により指定管理者に行わせる場合にあっては、第6条の規定中「教育長」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 | 2　第9条の規定により指定管理者に行わせる場合にあっては、第6条の規定中「教育長」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 |
| (指定管理者が行う管理の基準) | (指定管理者が行う管理の基準) |
| 第11条　指定管理者は、ニセコ町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成16年ニセコ町条例第13号)及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行わなければならない。 | 第11条　指定管理者は、ニセコ町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成16年ニセコ町条例第13号)及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行わなければならない。 |
| (報告、調査、指示) | (報告、調査、指示) |
| 第12条　教育長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。 | 第12条　教育長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。 |
| (委任) | (委任) |
| 第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 | 第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 |
| 附　則 | 附　則 |
| この条例は、公布の日から施行する。 | この条例は、公布の日から施行する。 |